

# 古河電工グループ グリーン調達ガイドライン

第1版

2009年4月  
古河電気工業株式会社

## 目次

1. はじめに	3
2. 適用範囲	6
3. 用語定義	6
4. お取引先様へのお願い	7
4.1 環境マネジメントシステムの構築	7
4.2 環境保全活動の実施	7
4.3 製品の環境アセスメントの実施	7
①関連法規制の順守	
②規制物質の使用禁止・適正管理	
③廃棄・処分の容易化	
④省資源・省エネルギー	
⑤再資源化	
⑥梱包材の環境配慮	
⑦輸送時の環境配慮	
4.4 情報提供及びリスクコミュニケーション	8
①納入品に関する調査へのご協力	
②お取引先様の管理体制の運用状況確認	
③関連する含有物質に関する自発的な情報提供	
5 古河電工グループグリーン調達(必須事項)	9
5.1 事務・作業用品等のグリーン調達(非生産部門)	9
①適用範囲	
②適用基準	
5.2 生産資材等のグリーン調達(生産部門)	9
5.2.1 納入品の環境影響物質管理	9
①目的	
②適用範囲	
③引用規格	
④用語定義	
⑤環境影響物質の管理区分	
⑥環境影響物質の管理基準	
5.2.2 お取引先様のグリーン製品管理体制の構築	11
① 目的	
② 適用範囲	

- ③ 引用規格
- ④ 用語定義
- ⑤ グリーン製品管理体制の要求事項

6 お取引先様及び納入品の調査・評価	-----	12
6-1 お取引先様の調査・評価	-----	13
6-2 納入品の調査・評価	-----	13
7 グリーン調達ガイドラインに関する運用	-----	13

## 【引用資料】

古河電工グループ事務作業用品等のグリーン調達基準	-----	14
古河電工グループ管理対象会社一覧表	-----	15
表1 古河電工グループ環境影響物質一覧(無条件禁止：管理ランクA1)		16
表2 古河電工グループ環境影響物質一覧(条件付禁止：管理ランクA2)		18
表3 古河電工グループ環境影響物質一覧(削減：管理ランクB)	-----	19
表4.1 環境リスクの高いコンポーネント	-----	22
表4.2 環境リスクの高い工程	-----	22

## 1. はじめに

日頃より、弊社グループへのご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、グローバルな環境規制の強化、深刻化する地球環境問題をはじめ、社会的要求がますます多様化し、企業に求められる社会的責任の範囲も広がって参りました。

古河電工グループは、古河電工グループ理念、古河電工グループ環境基本方針に基づき、グループを挙げて、環境保全活動、並びに、グリーン調達を推進展開しております。弊社は、グリーン調達が環境保全活動の重要課題であり、それが企業の社会的責任の一つであると認識し、環境保全活動に積極的なお取引先様から、環境に配慮した製品を優先的に、且つ、継続的に調達して行きます。

付きましては、お取引先様を含めたサプライチェーンを包括したグリーン調達活動の推進を強化するために、調達要件を本ガイドラインに取りまとめましたので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 古河電工グループ理念

#### 基本理念

世紀を超えて培ってきた素材力を核として、  
絶え間ない技術革新により、  
真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

#### 経営理念

私たち古河電工グループは、人と地球の未来を見据えながら、

- 公正と誠実を基本に、常に社会の期待と信頼に応え続けます。
- お客様の満足のためにグループの知恵を結集し、お客様とともに成長します。
- 世界をリードする技術革新と、あらゆる企業活動における変革に絶えず挑戦します。
- 多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループを目指します。

#### 行動指針

1. 常に高い倫理観を持ち、公正、誠実に行動します。
2. あらゆる業務において革新、改革、改善に挑戦し続けます。
3. 現場・現物・現実を直視し、ものごとの本質を捉えます。
4. 主体的に考え、互いに協力して迅速に行動し、粘り強くやり遂げます。
5. 組織を超えて対話を重ね、高い目標に向けて相互研鑽に努めます。

#### ビジョン

技術革新を志向し創造的で世界に存在感のある高収益な企業グループへ

## 古河電工グループ環境基本方針

### 基本理念

古河電工グループは地球環境の保全が社会の最重要課題の一つであることを認識し、企業活動のあらゆる面で環境に配慮して行動し、真に豊かで、持続可能な発展のできる社会の実現に貢献する。

### 行動指針

1. 企業活動が地球環境に与える影響を常に認識し、従業員全員で環境保全活動に取り組む。
2. 内外の環境法規制及び顧客その他の要求事項を遵守するとともに、自主的な基準を設定し、管理レベルを向上させる。
3. 環境目的・環境目標を設定し、活動を計画的に実施することにより、環境保全の継続的な向上を図る。
4. 研究・開発・設計の各段階から環境影響に配慮した製品の提供に努める。
5. 購買・製造・流通・サービスなどの各段階において、省資源、省エネルギー、リサイクルの推進及び廃棄物、環境負荷物質の削減に取り組む。
6. 環境監査を実施し、環境マネジメントシステムと環境保全活動を見直し、継続的改善を図る。
7. 環境教育を通じて、全従業員の意識の向上を図る
8. 地域社会への情報開示並びにコミュニケーションを積極的に行い、地域社会との連携を図る

## 2. 適用範囲

本ガイドラインは、古河電工グループが調達する全ての納入品(製品)に適用します。古河電工グループは、巻末の古河電工グループ管理対象会社一覧表を参照下さい。

## 3. 用語定義

本ガイドラインに用いられる用語は、「JISQ14001 (ISO14001) 環境マネジメントシステム」によるほか、以下の通りです。

- 1) 製品の環境アセスメント・・・製品の構想設計、製造、流通、使用、廃棄等のライフサイクル全体の環境負荷を低減する配慮事項について評価を行うことを表します。
- 2) 環境影響物質・・・人間の生命・健康はもちろん、生態系及び地球環境等にも有害となる物質及び、それらの可能性がある物質であって、表1, 表2, 表3に示す物質を表します。
- 3) 不純物・・・天然原料中に含有され、工業材料として製造される過程で除去しきれない物質を表します。
- 4) 含有・・・対象となる化学物質が、製品を構成する原料、素材、材料、部品、中間製品、完成品、梱包材(個装のみ)等の全部または一部に、意図的に添加・混合するか、非意図的であっても、副生成物及び不純物が法規制の最大許容濃度(或いは閾値)を超えている場合を表します。
- 5) 非含有(フリー)・・・対象となる化学物質が意図的に含有していないこと、且つ、副生成物及び不純物であっても、法規制の最大許容濃度(或いは閾値)を保証することを表します。
- 6) 製品含有物質・・・製品(梱包材も含む)を構成する部品や素材に含まれる物質を表します。
- 7) 製造使用物質・・・製造工程の中で、性能・機能を満たすために、意図的に使用される物質を表します。
- 8) 新規開発品・・・新規に開発した構成部材及びそれを使用する製品を表します。但し、既存部材を複合化した開発品は除きます。
- 9) 管理ランク・・・法規制及び顧客等の要求及び当社の製品、製造工程に考慮して設けた水準を表します。尚、管理ランクは、表 A を参照してください。
- 10) 無条件禁止・・・物質の使用は、新規開発品を含み全面禁止を表します。

表1を参照下さい。

- 11) 条件付禁止・・・顧客の要求がある場合は使用を許可するが、顧客の要求がない場合は使用期限を定めて段階的に削減を実施し、最終的に廃止すること、及び、新規開発品には使用を禁止することを表します。表2を参照下さい。
- 12) 削減・・・現在使用中の物質は使用の削減を努力し、新規開発品には使用を禁止します。但し、別途、例外措置として掲げたものはこの対象外とします。表3を参照下さい。
- 13) グリーン製品管理体制・・・FGMS (Furukawa branding Green products Management System)と略し、製品のライフサイクル全てにおいて、環境負荷を低減する環境品質保証体制を表す。JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会 ;Japan Article management Promotion-consortium)/JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会;Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)が提供する「製品含有化学物質管理ガイド」に準拠します。

## 4. お取引先様へのご協力とお願い

### 4. 1 環境マネジメントシステムの構築

納入品を生産販売している事業所等の拠点において、ISO14001相当の要求事項を満足する環境マネジメントシステム<sup>\*</sup>を構築していることです。

<sup>\*</sup>エコアクション21、エコステーション、KES等の第3者機関認定登録制度による環境マネジメントシステムも同等と致します。

### 4. 2 環境保全活動の実施

環境汚染に関する予防原則を踏まえた環境保全活動について、環境マネジメントシステムの改善や環境パフォーマンスの改善が確実になされていることです。

### 4. 3 製品の環境アセスメントの実施

#### ① 関連法規制の順守

・製品の構成部材及びその生産販売に関して関連法規制に適合していること

#### ② 規制物質の使用禁止・適正管理

・法規制及び業界が定めた使用禁止物質を含有していないこと

・法規制及び業界が定めた削減対象物質の含有量が適正に管理されていること

#### ③ 廃棄・処分の容易化

・廃棄処理においては、有害物質含有、地球温暖化ガス排出、大気汚染、水質汚染、土壌汚染等の全ての環境影響が最小化されていること

- ・分離・分解が容易な設計であること
- ・プラスチック材には材料名表示のこと
- ④ 省資源・省エネルギー
  - ・生産段階及び製品の小型軽量化・長寿命化、希少資源の使用量削減により省資源や省エネルギーが図られていること
- ⑤ 再資源化
  - ・再生資源/リユース部品が最大限に利用されていること
  - ・容易にリサイクル・リユースができる設計がなされていること
- ⑥ 梱包材の環境配慮
  - ・梱包材を構成する原材料に規制物質を含有していないこと、および再生材の利用、省資源・省エネルギー等の環境配慮がなされていること
- ⑦ 輸送時の環境配慮
  - ・原材料の調達時や製品の納入時に関して、地球温暖化ガスの削減等の環境に配慮された輸送であること

#### 4.4 情報提供及びリスクコミュニケーション

- ① 納入品に関する調査へのご協力
  - ・納入品に含有する環境影響物質等に関する調査に協力すること
- ② お取引先様の管理体制の運用状況確認
  - ・構築された管理システムの自主点検結果や監査結果を提供すること
- ③ 規制物質に関する自発的な情報提供
  - ・分析又は、他から知り得た事故・違反における情報や製品の廃棄処理に於ける配慮事項についての十分な情報を自発的に提供すること

## 5. 古河電工グループグリーン調達(必須事項)

古河電工グループでは、「非生産部門」が購入する事務・作業用品等の製品と、「生産部門」が調達する生産用途の資材等の製品を分けて管理しています。

### 5.1 事務・作業用品等のグリーン調達

#### ① 適用範囲

古河電工グループが購入する事務・作業用品等のうち、巻末の「古河電工グループ事務作業用品等のグリーン調達基準」に掲げる品目について適用いたします。

#### ② 適用基準

「古河電工グループ事務作業用品等のグリーン調達基準」に掲げる環境ラベルが付与された製品を選定し、弊社購買システムにカタログ登録を行い、優先的に購入します。また、カタログ登録を行う際には、環境ラベルが付与されていることを示す書類を提示していただきます。

その他、別途定める手順により、一定の基準を満足すると判断される製品について、個別にカタログ登録を実施しています。

#### ③ 引用規格

所管団体が認定する環境ラベルに関する基準や指針に準拠しています。

### 5.2 生産資材等のグリーン調達

弊社では、グリーン調達の必要条件と致しまして、納入品に含有する環境影響物質の管理及びお取引先様の製品含有化学物質管理体制の構築・運用について、別途、お送りする調査表にて確認させていただきます。

#### 5.2.1 納入品の環境影響物質管理

##### ① 目的

古河電工グループが調達する納入品について、古河電工グループが定める環境影響物質の含有禁止、削減管理及び適正管理を徹底していただくことです。

##### ② 適用範囲

古河電工グループの製品に使用する全ての原材料、部品、完成品、梱包資材、並びに、古河電工グループ及び外注委託加工先の全ての生産工程で使用する搬送パレット類、治工具類や副資材等に適用します。

③ 引用規格等

JAMP及びJGPSSIが提供するツール類(MSDSplus、AIS、管理リストやJIG;ジョイントインダストリーガイドライン(Joint Industry Guideline))に準拠しています。

④ 用語定義

本編では特になし。

⑤ 環境影響物質の管理区分

古河電工の環境影響物質は、表Aのように管理区分しています。

**表A 管理区分**

用途別内容 記号 管理ランク		製品含有物質	製造使用物質	新規開発品 (複合化は除く)
A1	無条件禁止	全面禁止	全面禁止	全面禁止
A2	条件付禁止	段階的な削減から全廃	段階的な削減から全廃	全面禁止(適用除外有り)
B	削減	含有量の削減	使用量の削減	一部禁止

⑥ 環境影響物質の管理基準

以下の1)～5)に掲げる項目を管理基準とし、表Bに一覧表を示します。

- 1) 法規制
- 2) 顧客等の要求事項
- 3) 業界の指針
- 4) 当社の環境保全にかかわる自主規制
- 5) 技術動向の進展

**表B 管理基準**

No	対象法規制	特定
<b>A1: 無条件禁止</b>		
1	化審法	第1種特定化学物質
2	労安法	製造禁止物質
3	水濁法	不検出物質

次ページへ続く

4	オゾン層保護法	禁止物質/モントリオール議定書
5	地球温暖化他	自主規制物質
<b>A2: 条件付禁止</b>		
1	EU RoHS、ELV指令等	EU RoHS、ELV等指令等対象物質
2	自主規制	自主規制対象物質
3	顧客要求	顧客規制対象物質
<b>B: 削減物質</b>		
1	化審法	第2種特定化学物質
2	労安法	製造許可物質
3	大防法	有害大気 指定物質
4	大防法	特定粉じん
5	水濁法	廃棄物処理法 有害物質
6	自主規制	自主規制対象物質
7	顧客要求	顧客規制対象物質

※1. 法規制の省略について

- 化審法 : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(製造輸入の許可制限物質)
- 労安法 : 労働安全衛生法 製造禁止
- 水濁法 : 水質汚濁防止法 検出不可
- オゾン層保護法 : 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- 大防法 : 大気汚染防止法 有害大気汚染物質
- 核物質規制法 : 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の規制に関する法律
- 廃棄物処理法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 温暖化法 : 地球温暖化対策の推進に関する法律

⑦ 環境影響物質一覧

古河電工グループ共通の環境影響物質群を巻末の表1, 表2, 表3に示します。

なお、調査対象とする具体的な物質及びその閾値や用途限定、適用除外等の詳細につきましては、本調査の依頼元である事業管轄部門にお問い合わせ下さい。

5. 2. 2 お取引先様のグリーン製品管理体制構築・運用

① 目的

サプライチェーン全体に対して、JAMP・JGPSSIの製品含有化学物質管理(弊社では、“グリーン製品管理体制;略号「FGMS」”と呼ぶ)に関する自主点検及び監査結果の適合性に基づき、ご提供いただいた納入品に含有する環境影響物質に関する情報

や分析データが一過性のものではなく、一貫性と継続性を持って適正に管理されていたものと判断致します。

## ② 適用範囲

古河電工グループへの納入品(原材料、梱包資材及び外注委託加工並びに生産工程で使用する副資材等)を製造・輸入・販売するお取引先様全てに適用いたします。特に、巻末の表4. 1に該当する納入品、及び4. 2に該当する工程に係るお取引先様は、本管理体制の構築・運用が必須条件となります。

## ③ 引用規格

JAMP及びJGPSSI 製品含有化学物質管理ガイドラインに準拠しています。

## ④ グリーン製品管理体制の要求項目

以下に示す要求項目について、一定の基準を満足していることが適合条件です。

- 1) 方針： 製品含有化学物質に関する取組みの表明
- 2) 計画策定： 管理基準、管理範囲、管理体制の明確化
- 3) 実施及び運営： 設計開発、購買管理、受入-製造-出荷迄の生産管理における誤使用・混入・汚染防止及び反応工程の管理、トレーサビリティ、変更管理、不適合品の対応
- 4) 人的資源及び文書・情報の管理： 教育訓練、文書管理、コミュニケーション
- 5) 実施状況の評価及び改善： 計画管理、内部監査、自主点検
- 6) マネジメントレビュー： 経営者による本仕組み改善

## 6. お取引先様への環境調査・評価のご協力

古河電工グループのお取引先様宛に、適宜、該当所管部門より、環境調査に関する依頼状及び調査票をお送り致しますので期日までにご回答をお願い致します。

なお、環境調査に関する対象範囲(納入品及び含有化学物質等)については、一定の調査ではなく、その時点での内容で、適宜、調査依頼をお願いいたしますので、ご理解いただくことと同様に、回答文書については記録管理の徹底を願います。

### 6-1 お取引先様の評価項目

- ①環境マネジメントシステムを構築していること
- ②環境保全活動を実施していること
- ③お取引先様がグリーン製品管理体制を構築すること
- ④二次取引先様に本ガイドラインに準じた協力要請を行うこと

## 6-2 納入品の評価項目

- ①購入仕様書、図面等に定める環境要求項目を満足すること
- ②製品に含有する環境影響物質の調査に協力し、回答すること

## 7. グリーン調達ガイドラインに関する運用

- ①本ガイドラインとは別に定める基本契約書、覚書、購入仕様書、図面等に明示されている環境要求に付きましては、新規の法規制内容と同様に、最新版の書類に記載された内容で判断いたしますのでご了承下さい。
- ②ご提供頂いた情報の機密保持については、十分に配慮し、厳重に取り扱い保管いたします。
- ③ご提供頂いた情報を元に納入品を選定・調達いたします。
- ④ご提供頂いた情報に関する変更・新たな情報がございましたら、その内容を速やかに、依頼元へご提供頂くようお願いいたします。
- ⑤なお、本ガイドライン等に関する質問等は、問い合わせ先にご確認ください。

## 発行元






古河電気工業株式会社 資材部 調達戦略グループ  
CSR 推進本部安全環境推進室

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野 2-4-3

制定：2009年4月

**古河電工グループ事務作業用品等のグリーン調達基準** (2009年2月27日現在)

●対象環境ラベル一覧

エコマーク 	グリーンマーク 	グリーン購入ネットワーク 
グリーン購入法適合商品 ※グリーン購入法については、確定したラベルなし。	省エネラベリング制度 	国際エネルギースタープログラム 

●対象製品類一覧

分野	品目名称	品目名称	分野	品目名称	
1.紙類	コピー用紙		3.オフィス家具	いす	
	トイレtpペーパー			傘立て	
	ティッシュペーパー			コートハンガー	
	フォーム用紙			黒板	
2.文具類	OA クリーナ	製本テープ		収納用什器	
	OA フィルタ	タックラベル		棚	
	OHP フィルム	つづりひも		机	
	アルバム	デスクマット		ホワイトボード	
	インデックス	名札		4.OA 機器	乾電池
	印箱	ノート			記録用メディア
	絵の具	のり	コピー機		
	絵筆	バインダー	シュレッダー		
	鉛筆	はさみ	スキャナ		
	鉛筆削	はんこ	ディスプレイ		
	カードケース	パンチ(手動)	電子式卓上計算機		
	額縁	ファイリング用品	トナーカートリッジ		
	カッティングマット	ファイル	パソコン		
	けい紙	付箋紙	ファクシミリ		
	消しゴム	ブックスタンド	プリンタ		
	黒板拭き	ボールペン	5.照明	蛍光灯照明器具	
	ゴミ箱	マーキングペン		蛍光ランプ	
	事務修正具	マグネット		電球形状のランプ	
	事務用封筒	丸刃式紙裁断機	6.消火器	消火器	
	シャープペンシル	名刺		7.作業用品	リサイクル作業用品
	シャープペンシル替芯	メディアケース			
	定規	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)			
	スタンプ台	ラベルライター用ラベル			
	ステープラー	レターケース			

## 古河電工グループ管理対象会社一覧表（2009年2月27日現在）

- 1 古河電気工業(株)
- 2 アクセスケーブル(株)
- 3 旭電機(株)
- 4 (株)井上製作所
- 5 (株)エヌ・テック
- 6 FCM(株)
- 7 岡野電線(株)
- 8 奥村金属(株)
- 9 協和電線(株)
- 10 古河電工エコテック(株)
- 11 サンサニー工業(株)
- 12 (株)正電社
- 13 (株)成和技研
- 14 東京特殊電線(株)
- 15 古河インフォメーション・テクノロジー(株)
- 16 古河 AS(株)
- 17 古河産業(株)
- 18 古河 C&B(株)
- 19 古河樹脂加工(株)
- 20 古河スカイ(株)
- 21 古河精密金属工業(株)
- 22 古河総合設備(株)
- 23 (株)古河テクノマテリアル
- 24 (株)古河電工エンジニアリングサービス
- 25 古河電工産業電線(株)
- 26 古河電池(株)
- 27 古河物流(株)
- 28 古河ライフサービス(株)
- 29 ミハル通信(株)
- 30 理研電線(株)

以上、30社

下線付は、非生産会社を表す。

表1 古河電工グループ環境影響物質一覧(無条件禁止：管理ランクA1)

改正：2009/2/27

管理No.			物質群	物質名	CASNo.	法規制・自主規制		閾値レベル (指定なき 基準値 1000ppm)
記号	群	品				第1基準	他基準	
A1	01	**	ポリ塩化ビフェニル類 (PCBs)及び		1336-36-3	化審法[第1種特定]	労安法[製造許可]、 JGPSSIJIG-101A[レベルA] PRTR[1種]	意図的添加
A1	02	**	ポリ塩化ナフタレン	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上に 限定)	—	化審法[第1種特定]	JGPSSIJIG-101A[レベルA]	意図的添加
A1	03	**	POPs(殺菌・殺虫剤)	ヘキサクロロベンゼン(HCB)、アルドリ ン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロ ルデンまたはヘプタクロル	118-74-1, 309-00-2, 60-57-1 等	化審法[第1種特定]	ストックホルム条約	
A1	04	**	有機スズ化合物	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド、 トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニ ルスズ化合物(TPT)他	56-35-9 等	下線物質は化審法[第1 種特定]及び REACH-SVHC	化審法[第2種]、 JGPSSIJIG-101A[レベルA]	意図的添加
A1	05	**	フェニレンジアミン類	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジ アミン、N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレン ジアミン	27417-40-9、 28726-30-9、 70290-05-0	化審法[第1種特定]		
A1	06	**	2,4,6-トリ-ターシャル-ブチ ルフェノール	2,4,6-トリ-ターシャル-ブチルフェノール	732-26-3	化審法[第1種特定]		
A1	07	**	ポリクロロ-2・2-ジメチ ル-3-メチリデンビスク ロ[2・2・1]ヘプタン	別名 トキサフェン or カンフェクロル	8001-35-2	化審法[第1種特定]		
A1	08	**	ドデカクロロペンタシクロ [5.3.0.0(2,6).0 (3,9).0(4,8)]デカン	別名 マイレックス	2385-85-5	化審法[第1種特定]		
A1	09	**	アスベスト類	アモサイト、クロソライト、アスベスト (クリソタイル)等	12172-73-5、 12001-28-4 等	労安法[製造禁止]	下線物質は大防法[特 定粉塵]、PRTR[1種] JGPSSIJIG-101A[レベルA]	意図的添加に関わ らず含有禁止
A1	10	**	ベンジジン及びその塩		92-87-5	労安法[製造禁止]	JGPSSIJIG-101A[レベルA]	1%

管理No.	物質群			物質名	CASNo.	法規制・自主規制			閾値レベル 指定なき基準値 1000ppm
						第1基準	他基準		
A1	11	**	4-アミノジフェニル及びその塩		92-67-1	労安法[製造禁止]	JGPSSIJIG-101AレベルA		1%
A1	12	**	4-ニトロジフェニル及びその塩		92-93-3	労安法[製造禁止]			1%
A1	13	**	ビス(クロロメチル)エーテル		542-88-1	労安法[製造禁止]			1%
A1	14	**	$\beta$ -ナフチルアミン及びその塩		91-59-8	労安法[製造禁止]			1%
A1	15	**	ベンゼン含有ゴムのり		71-43-2	労安法[製造禁止]			ベンゼン濃度 5%
A1	16	**	黄燐マツチ		7723-14-0	労安法[製造禁止]			1%
A1	17	**	アルキル水銀化合物	メチル水銀塩、エチル水銀塩、メキシエチル水銀塩等	—	水濁法[不検出物質]	廃掃法[特管物]、労安法[特化物]		
A1	18	**	オゾン層破壊物質(HCFCsを除く)	フロン類(CFC-11, フロン-11, CFC-12, フロン-12, CFC-113, フロン-113, CFC-114, フロン-114, CFC-115, フロン-115 等)、ハロン類(ハロン-1211, ハロン-1301, ハロン-2402 等)、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、臭化メチル、フロモクロロメタン	71-55-6 等	モントリオール議定書附属書A I、A II、B I、B II、B III、C III、E、C II	オゾン層保護法[禁止物質]、PRTR[特定1種]、JGPSSIJIG-101AレベルA		意図的添加に関わらず含有禁止
A1	19	**	地球温暖化物質(HFCs)	CHF <sub>3</sub> (HFC-23)他	—	自主規制	地球温暖化対策法		
A1	20	**	塩素系有機溶剤	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン		大防法[指定物質]	化審法[第二種]		
A1	21	**	ベンゼン	ベンゼン	71-43-2	大防法[指定物質]	水濁法[有害物質]、廃掃法[特管物]、PRTR[特定1種]		
A1	22	**	放射性物質	ウラン、プルトニウム、ラドン、アメリシウム、トリウム、セシウム他	—	核物質規制法	JGPSSIJIG-101A[レベルA]		意図的添加
A1	23	**	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ケルセン又はジコホル)	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ケルセン又はジコホル)	115-32-2	化審法 [第1種特定]			
A1	24	**	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法 [第1種特定]			
A1	25	**	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法 [第1種特定]			
A1	26	**	ポリ塩化ターフェニル類(PCTs)		61788-33-8		76-769-EEC		

表2 古河電工グループ環境影響物質一覧(条件付禁止：管理ランクA2)

改正：2009/2/27

管理No.			物質群	物質名	CASNo.	法規制・自主規制		閾値レベル 指定なき基準値 1000ppm
記号			物質群	物質名		第1基準	他基準	
A2	01	**	ポリ臭化ビフェニル類 (PBBs)		13654-09-6	2002/95/EC (EU/RoHS)	JGPSSIJIG-101A[レベルA]、(ドイツ・ダイオキシン法令)	意図的添加
A2	02	**	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDEs)		1163-19-5	2002/95/EC (EU/RoHS)	JGPSSIJIG-101A[レベルA]、(ドイツ・ダイオキシン法令)	意図的添加
A2	03	**	カドミウム及びその化合物		7440-43-9	2000/53/EC(EU/ELV),2002/95/EC(EU/RoHS)	水濁法、廃掃法[特管物]、PRTR[特定1種]、JGPSSIJIG-101A[レベルA]	100ppm 又は、意図的添加
A2	04	**	鉛及びその化合物	<u>ヒ酸鉛</u>	1317-36-8 7784-40-9 等	2000/53/EC(EU/ELV),2002/95/EC(EU/RoHS)、 <u>下線物質はREACH-SVHC</u>	水濁法、廃掃法[特管物]、PRTR[特定1種]、JGPSSIJIG-101A[レベルA]	意図的添加、300ppm(塩ビケーブルのみ)
A2	05	**	六価クロム化合物	<u>重クロム酸ナトリウム・ニ水和物</u> 、 <u>重クロム酸ナトリウム</u>	7789-00-6 7789-12-0 10588-01-9 等	2000/53/EC(EU/ELV),2002/95/EC(EU/RoHS)、 <u>下線物質はREACH-SVHC</u>	水濁法、廃掃法[特管物]、PRTR[1種]、JGPSSIJIG-101A[レベルA]	意図的添加
A2	06	**	水銀及びその化合物		7439-97-6	2000/53/EC(EU/ELV),2002/95/EC(EU/RoHS)	水濁法、廃掃法[特管物]、JGPSSIJIG-101A[レベルA]	意図的添加
A2	07	**	HCFCs	HCFC141b、HCFC123	1717-00-6 等	モントリオール議定書附属書C I	オゾン層保護法禁止物質、PRTR[特定1種]、JGPSSIJIG-101A[レベルA]	意図的添加
A2	08	**	アゾ染料・顔料(特定アミン、4-アミノビフェニル、ベンジジンを除く)	4-クロロ-2-メチルアニリン、2-ナフチルアミン、o-アミノアゾトルエン、o-アニシジン、3,3'-ジクロロベンジジン、o-トルイジン、 <u>4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)</u> 他JIGリスト例示全 22 物質	92-67-1 101-77-9 等	JGPSSIJIG-101A[レベルA] <u>下線物質はREACH-SVHC</u>	76/769/EEC 指令	意図的添加、30ppm(生地完成品及び革製品)
A2	09	**	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、パーフルオロオクタンスルホンニフルオリド等	1763-23-1 等	EU-76/769/EEC		0.005wt%
A2	10	**	ジクロロメタン			自主規制		

表3 古河電工グループ環境影響物質一覧(削減：管理ランクB)

改正：2009/2/27

管理No.			物質群	物質名	CASNo.	法規制・自主規制		閾値レベル 指定なき基準 値 1000ppm
記号	群	品				第1基準	他基準	
B	01	**	ジクロロベンジジン及びその化合物		1331-47-1 等	労安法[製造許可]		
B	02	**	α-ナフチルアミン及びその塩		134-32-7 等	労安法[製造許可]		
B	03	**	o-トリジン及びその塩		119-93-7 等	労安法[製造許可]		
B	04	**	ジアニシジン及びその塩		119-90-4 等	労安法[製造許可]		
B	05	**	ベリリウム及びその化合物		1304-56-9 等	労安法[製造許可]	PRTR[特定1種]、 JGPSSIJIG-101A[レベルB]	
B	06	**	ベンゾトリクロリド		98-07-7 等	労安法[製造許可]		
B	07	**	砒素及びその化合物	<u>三酸化二砒素</u> 、 <u>五酸化二砒素</u> 、 <u>砒酸トリエチル</u>	7440-38-2 1327-53-3 1303-28-2 15606-95-8 等	廃掃法[特管物]、 下線物質はREACH-SVHC	水濁法[有害物質]、PRTR [特定1種]、 JGPSSIJIG-101A[レベルB]	
B	08	**	有機リン化合物		56-38-2 等	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	09	**	シアン化合物	アクリロニトリル、シアン化ナトリウム他	107-13-1 等	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	10	**	1,2-ジクロロエタン		107-06-2	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	11	**	1,1-ジクロロエチレン		75-35-4	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	12	**	cis-1,2-ジクロロエチレン		156-59-2	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	13	**	1,1,1-トリクロロエタン		71-55-6	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	14	**	1,1,2-トリクロロエタン		79-00-5	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	15	**	1,3-ジクロロプロペン		542-75-6	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	

管理No.			物質群	物質名	CASNo.	法規制・自主規制		閾値レベル 指定なき基準 値 1000ppm
記号	群	品				第1基準	他基準	
B	16	**	チウラム		137-26-8	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	17	**	シマジン		122-34-9	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]	
B	18	**	チオベンカルブ			廃掃法・特管物	水汚法・有害物質	
B	19	**	セレン及びその化合物		7782-49-2 等	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質] JGPSSIJIG-101A[レベル B]	
B	20	**	アンチモン及びその化合物		7440-36-0 等	廃掃法[特管物]	水濁法[有害物質]、 JGPSSIJIG-101A[レベル B]	
B	21	**	塩化ビニル(モノマー)	クロロエチレン	75-01-4	大防法[有害大気汚染物 質]	労安法[有害物]、PRTR [特定1種]、 JGPSSIJIG-101A[レベル A]	
B	22	**	SF6	六フッ化硫黄	2551-62-4	自主規制	地球温暖化対策法	
B	23	**	ホルムアルデヒド		50-00-0	大防法[特定物質]、建築 基準法(ホルムアルデヒド 規制)	ドイツ・ホルムアルデヒド規 制、デンマーク・ホルマリン規 制、PRTR[特定1種]	
B	24	**						
B	25	**	ポリ塩化ビニル(PVC)		9002-86-2	JGPSSIJIG-101A レベル B		
B	26	**	ハロゲン系樹脂添加剤(塩化パ ラフィン、PBBs、PBDEs を除く)	ヘキサブromシクロドデ カン	79-94-7等	下線物質はREACH-SVHC JGPSSIJIG-101AレベルB	PRTR[特定1種]	
B	27	**	ビスマス及びその化合物		7440-69-9 等	JGPSSIJIG-101A レベル B		
B	28	**	ニッケル及びその化合物		1313-99-1 等	JGPSSIJIG-101A レベル B	PRTR[特定1種]	
B	29	**						
B	30	* *	コバルト及びその化合物	塩化コバルト(Ⅱ)	7440-48-4 7646-79-9 等	下線物質はREACH-SVHC		
B	31	**						
B	32	**						

管理No.			物質群	物質名	CASNo.	法規制・自主規制		閾値レベル 指定なき基準 値100ppm
記号	群	品				第1基準	他基準	
B	33	**	塩化パラフィン(一部の短鎖型のみ)	短鎖塩素化パラフィン	63449-39-8 85535-84-8 等	下線はREACH[SVHC] JGPSSIJIG-101A[レベルA]	ドイツ・ダイオキシン法令	
B	34	**	フタル酸類	フタル酸ジブチル(DMP), フタル酸ジ-n-ブチル= ベンジル(DBP), フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP), フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)他	131-11-3 84-74-2 117-81-7 85-68-7 等	下線はREACH[SVHC] JGPSSIJIG-101A[レベルB]	PRTR[1種]	
B	35	**	地球温暖化物質(PFCs)	テトラフルオロメタン(CF4: PFC-14)等	75-73-0 等	自主規制	地球温暖化対策法	
B	36	**						
B	37	**	臭素系難燃剤(PBBs及びPBDEs以外、適用除外項目等)					
B	38	**	アントラセン		120-12-7	REACH[SVHC]		
B	39	**	2,4,6-トリニトロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン		81-15-2	REACH[SVHC]		

表4. 1 環境リスクの高いコンポーネント

	コンポーネント	混入物質	用途
1	PVC	カドミウム及び鉛	安定剤や顔料
2	ポリスチレン(PS)とABS	PBDE	臭素系難燃剤
3	赤・オレンジ・黄色・白・灰色のプラスチック、また、これらの混合色	カドミウム、鉛、六価クロム=クロム酸鉛等	顔料・着色剤
4	メッキされた金属(締め具、クリップ、ねじ)及び鋳物	六価クロム=クロム酸処理等、カドミウム	装飾・防錆
5	高密度プリント配線板(PWB)及びそのコンポーネント	鉛・ハンダ等	電気接合や仕上げ
6	装飾的な銘板、ボタン	水銀	添加剤、顔料、硬化剤
7	スイッチ、リレーの接点	水銀	そのコンポーネント
8	内部コンポーネント	鉛・ハンダ等	電気接合
9	光センサー(CdS)	カドミウム	光電気特性
10	絶縁テープ	カドミウム、鉛	顔料・着色剤
11	メーカー情報に疑義の有る部材全て		

表4. 2 環境リスクの高い製造工程

	製造工程	具体的な事例	混入・汚染／確認
1	成型(金型類)	射出、押出、ブロウ、トランスファモールド	段替時の洗浄、次ロットで汚染確認
2	タンクや浴槽を使用する工程	メッキ類	
3	配管を用いる工程	塗装、接着、洗浄	
4	加圧(プレス)	切断、打抜き、成型、印刷	転写・移動防止
5	材料部品を溶解する	ハンダ、融着、溶着	誤用防止、隔離、識別、管理区分
6	原材料・部品類を扱う(全般共通)	投入待ち、在庫、仕掛、保守メンテナンス用	誤用防止、工程汚染、隔離、識別・区分と5S
7	外部情報により疑義があった工程		